

各病院管理者 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

(公 印 省 略)

医師及び病院管理者の結核の届出について

日頃より、東京都の結核対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医師及び病院管理者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項及び第53条の11第1項の規定により、下記のとおり結核の届出を行う必要がありますが、届出が遅れる事例が見受けられます。

これらの届出は保健所が結核患者の状況を的確に把握し、迅速な対応を行う上で重要であるため、院内に御周知いただき、感染症法に定める届出期限を順守くださいますようお願いいたします。

記

1 医師の届出（感染症法第12条第1項）

医師は、結核患者や疑似症患者等と診断した場合には、**直ちに最寄りの保健所に**届け出なければなりません。届出様式、方法等につきましては、別紙「結核と診断した場合の届出は直ちに最寄りの保健所へ」を御参照ください。

2 病院管理者の届出（感染症法第53条の11第1項）

病院の管理者は結核患者が入院した時、又は入院している結核患者が退院したときは、**7日以内に、最寄りの保健所に**届け出なければなりません。

病院管理者の届出様式は各自治体で定めておりますので、様式については最寄りの保健所にお問い合わせください。

【本通知の問合せ先】

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課結核係
03-5320-4483

【届出に関すること】

最寄りの保健所